

「〈もやい〉の事業に協力したい」という 大家さん・不動産業者の方へ

■ 〈もやい〉の不動産事業について

〈もやい〉は宅地建物取引業免許を取得し、住宅確保が困難な方々を支援することを目的として、賃貸アパートの仲介事業を行っています。なお、客付のみを行っており、物件の管理等はおこなっておりません。

■ 大家さん・不動産事業者の方にお願ひしたいこと

〈もやい〉の不動産事業におけるミッションは、相談者の方が安心して暮らせる住まいの獲得をサポートし、「住まいの貧困」を解消することです。〈もやい〉で仲介可能な物件をお持ちの方は、こちらのご案内をご一読の上、ご連絡をいただければと思います。

一方で、〈もやい〉が仲介することによって支援できるのはほんの一握りの方です。〈もやい〉を介さずとも、様々な事情を抱えた方に対し理解のある大家さんや不動産事業者の方が増えていくことが一番の願ひです。

■ 〈もやい〉で取り扱う物件

〈もやい〉へ相談にいらっしゃる方は、多くが生活保護を利用している方です。従って仲介物件についても生活保護の基準に沿ったものが主な対象となります。

エリア

首都圏内(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)を幅広く扱っておりますが、〈もやい〉は事務所を新宿に置いていることもあり、**東京 23 区内 (特に西部)**の方が多くなっています。生活保護の場合は現行制度の運用上、一旦申請をすると居住自治体を変更することが難しいため、行政区を跨いで引越はほとんどないという事情もあります。

賃料

生活保護の住宅扶助(1か月分の家賃)の基準は、地域・世帯人数・専有面積に応じて定められています。なお、共益費については住宅扶助対象外のため生活扶助から捻出する形となり、0円～数千円程度が目安となります。

専有面積	1人世帯の住宅扶助上限額の例		
	東京 23 区	川口市	横浜市
15.01 m ² 以上	53,700 円	47,700 円	52,000 円

その他

賃貸借契約を締結する物件で、占有の個室があるものに限りです。

1部屋にベッドを複数並べた物件や、賃貸借契約を装った鍵付利用権契約等を締結するものについては対象外となります。

■物件をご紹介いただける場合

物件チラシをメールまたは FAX にてお送りください。入居条件や客付の条件等がある場合にはあわせてご提示ください。大家さんからのご紹介については、仲介委託先の不動産業者をご教示ください。客付の際には業者様を通してやり取りをさせていただきます。

なお〈もやい〉の仲介では当事者ご本人の「住みたい地域・住みたい物件」という要素を重視しており、「どういったお部屋をご案内するか」という点についてもご本人の希望を第一として対応をさせていただきます。従いまして、ご提供いただいたお部屋に確実に客付けをするということではできません。マッチングする方がいらっしゃった場合にご連絡をさせていただく、という形になりますのでご了承ください。幸いです。

お問い合わせ先



NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい
住まい結び事業部

東京都知事免許(1)第 110909 号

〒162-0801 新宿区山吹町 362 みどりビル 2F

Mail: sumai-musubi@npomoyai.or.jp

Fax: 03-6265-0307